

令和 7 年
12月高浜市議会定例会
議案書
(議員提出分)

議員提出議案第4号

高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例 の制定について

次のとおり高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例を制定するものとする。

令和7年12月17日提出

提出者	高浜市議会議員	鈴木 勝彦
〃	〃	橋本 友樹
〃	〃	荒川 義孝
〃	〃	野々山 啓
〃	〃	今原 ゆかり
〃	〃	岡田 公作
〃	〃	江北 川広人
〃	〃	黒川 美克

高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例（案）

（令和7年度における期末手当の支給割合の特例）

第1条 令和7年度に支給する期末手当に係る高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和7年高浜市条例第 号。以下「令和7年改正条例」という。）第1条の規定による改正後の高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和37年高浜町条例第1号）第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の177.5」とあるのは、「100分の172.5」とする。

（令和8年度における期末手当の支給割合の特例）

第2条 令和8年度に支給する期末手当に係る令和7年改正条例第2条の規定による改正後の高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁

償及び期末手当に関する条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の175」とあるのは「100分の172.5」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(高浜市議会基本条例の一部改正)
- 3 高浜市議会基本条例（平成23年高浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第21条中「及び高浜市議会の議員報酬等の特例に関する条例（平成22年高浜市条例第16号）」を「、高浜市議会の議員報酬等の特例に関する条例（平成22年高浜市条例第16号）その他議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給について条例で定めた場合の当該条例」に改める。

(この条例の失効)

- 4 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

この案は、諸般の事情に鑑み、高浜市議会の議員に係る期末手当の支給割合を引き下げるためであります。